



令和6年4月1日から 施設使用料が改定されます。



令和6年4月1日から、市内における**公共施設の使用料が改定**されることになりました。

使用料金は、平成18年度に見直しを行って以来、据え置きとなっておりますが、公費負担・受益者負担の適正化に向けた見直しが必要となったものです。

公共施設などの維持管理にかかる費用は、施設利用のサービスを受ける利用者からの使用料により、その一部を補っています。施設利用者として、使用料は当然安価であることが望まれますが、使用料で賄いきれない維持管理経費は、施設を利用していない市民等の税金などで賄われています。今回の見直しは、施設利用者と施設を利用していない者との負担の公平性や受益者負担の適正化の観点から行なわれるものですので、ご理解をお願いします。

【新・旧】 1時間当たりの施設使用料

【令和6年度からの新使用料】

【令和5年度までの現行使用料】

※赤字は増額、青字は減額

(単位：円)

区分	【新使用料】		※冷暖房料は新使用料に含まれます	現行使用料		現行冷暖房料	
	市内	市外		市内	市外	冷房	暖房
錦織公民館	全館	3,950	5,925	2,800	4,200	500	1,900
	和室	300	450	200	300	100	100
	研修室①②	200	300	200	300	100	100
	調理室	250	450	200	300	100	100
	音楽室	300	375	200	300	100	100
	軽運動場	750	1,125	500	750	—	300
	多目的ホール	1,950	2,925	1,300	1,950	—	1,100

区分	【新使用料】		ナイター照明代	現行使用料		現行冷暖房・照明料	
	市内	市外		市内	市外	冷暖房	照明
東和総合運動公園	多目的G	900	1,350	—	700	1,050	—
	多目的G (1/2面)	450	675	—	400	600	—
	野球場	800	1,200	—	1,000	1,500	—
	テニスコート (クラブハウス)	300	450	—	200	300	100
	テニスコート (1面あたり)	450	675	400	300	450	600
	第2多目的G (アーチェリー場)	900	1,350	400	700	1,050	500

施設使用料の改定に合わせて減免制度も見直しされます。

- 「登米市公の施設使用料の減免等に関する規則」に規定する一部の減免団体及び減免割合の見直しが行われます。
- 減免団体に限らず行われる無償のボランティア活動のうち、一定の要件を満たす場合は、使用料を減免することができる規定が新たに追加されます。
- 「登米市公の施設使用料の減免適用団体登録要綱」を令和5年度をもって廃止し、申請受付は令和6年2月末で終了します。なお、**現在の登録期間内は減免制度の適用を継続します。**



※施設使用料等の詳しい内容は、**登米市ホームページ**をご覧ください。

<https://www.city.tome.miyagi.jp/>

くらしの情報 → 住まい・生活環境 → 公の施設利用について → 公の施設使用料等の見直しについて



錦織地域振興会組織加入団体で 4/1～新たに有料となる団体一覧

	団体名	主な利用施設	料金(1時間あたり)	
定期 利用 の 団 体	1	東和よさこいサークル	軽運動場	750円
	2	錦織生花愛好会	研修室②	200円
	3	手芸サークル和みの会	音楽室	300円
	4	フラ アロハ	和室	200円
	5	東和町郷土史研究会	音楽室	300円
	6	古文書を読む会	音楽室	300円
	7	錦織カラオケ愛好会	音楽室	300円
	8	東和町バドミントン協会	多目的ホール	1,950円
	9	ジャグラー	多目的ホール	1,950円

不 定 期 団 体 利 用	錦織グラウンドゴルフ協会
	嵯峨立グラウンドゴルフ協会
	機織沼振興会
	嵯峨立神楽保存会
	嵯峨立甚句保存会
	錦織地場産品PR隊
	機織沼振興会

※これまで通り、有料、5割減免でご利用の団体については、付帯料(冷暖房料)含みの利用料金となります。